

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考	
											内容	実施時期		
215	池尻小学校	池尻2-4-10	小学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.03	CT・SD	0.83	Ⅲ			
				⑭棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.13	CT・SD	0.93	Ⅲ			
210	山崎小学校	梅丘3-9-1	小学校	②棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.10	CT・SD	0.32	Ⅲ			
				③棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.28	CT・SD	0.61	Ⅲ			
223	東玉川小学校	奥沢1-1-1	小学校	⑪棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.04	CT・SD	0.79	Ⅲ			
				⑬棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.78	Ⅲ			
221	奥沢小学校	奥沢3-1-1	小学校	②棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.03	CTU・SD	0.43	Ⅲ			
				④棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.13	CTU・SD	0.88	Ⅲ			
				⑫棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.24	CTU・SD	0.41	Ⅲ			
222	尾山台小学校	尾山台3-11-1	小学校	⑯棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.61	Ⅲ			
				⑰棟 1～2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.05	CTU・SD	0.46	Ⅲ			
				⑳棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.16	CTU・SD	0.93	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載してゐる。  
 ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。  
 ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。  
 ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。  
 ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。  
 Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。  
 Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。  
 Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。  
 ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震  
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。  
 ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。  
 ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考
											内容	実施時期	
236	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	小学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.02	CT・SD	0.79	Ⅲ		
205	池之上小学校仮校舎 (旧北沢小学校)	北沢4-32-20	小学校	①棟 1～2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.80	CTU・SD	1.37	Ⅲ		
				③棟 1～2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.06	CTU・SD	0.81	Ⅲ		
				④棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.00	CTU・SD	0.84	Ⅲ		
235	喜多見小学校	喜多見3-11-1	小学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.07	CT・SD	0.81	Ⅲ		
231	砧小学校	喜多見6-9-1	小学校	②棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.01	CTU・SD	0.77	Ⅲ		
				⑤棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.79	Ⅲ		
228	烏山小学校	給田1-2-1	小学校	①棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.75	Ⅲ		
				⑩棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.07	CT・SD	0.69	Ⅲ		
239	笹原小学校	桜丘5-19-1	小学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.08	CT・SD	0.77	Ⅲ		
				②棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.35	CT・SD	0.83	Ⅲ		

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考	
											内容	実施時期		
208	経堂小学校	桜上水1-23-3	小学校	③棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.09	CT・SD	0.85	Ⅲ			
				⑦棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.03	CT・SD	0.61	Ⅲ			
				④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.08	CT・SD	0.84	Ⅲ			
				⑩棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.09	CT・SD	0.86	Ⅲ			
213	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	小学校	②棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.82	Ⅲ			
				⑪棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.17	CT・SD	0.93	Ⅲ			
206	駒繫小学校	下馬1-42-12	小学校	⑫棟	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.57	CT・SD	0.48	Ⅲ			
				④棟	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.05	CT・SD	0.35	Ⅲ			
				③棟	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.11	CT・SD	0.38	Ⅲ			
217	深沢小学校	新町1-4-24	小学校	④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.07	CTU・SD	0.82	Ⅲ			
				⑤棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.07	CTU・SD	0.82	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考	
											内容	実施時期		
232	明正小学校	成城3-3-1	小学校	⑤棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.07	CTU・SD	0.81	Ⅲ			
				⑦棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.03	CTU・SD	0.78	Ⅲ			
234	千歳小学校	成城9-6-1	小学校	①棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.07	CTU・SD	0.89	Ⅲ			
				⑩棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.88	Ⅲ			
230	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	小学校	①棟 1~3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	2.14	CT・SD	0.59	Ⅲ			
				⑤棟 1~3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.58	Ⅲ			
				⑯棟 1~3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.27	CT・SD	0.46	Ⅲ			
212	代田小学校	代田4-2-3	小学校	⑤棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.08	CT・SD	0.82	Ⅲ			
				③棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.02	CT・SD	0.81	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない捨屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。  
Ⅰ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。  
Ⅱ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。  
Ⅲ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。  
※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震  
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考	
											内容	実施時期		
219	二子玉川小学校	玉川4-6-1	小学校	②棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.07	CTU・SD	0.81	Ⅲ			
				③棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.11	CTU・SD	0.84	Ⅲ			
				⑯棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.16	CTU・SD	0.67	Ⅲ			
220	八幡小学校	玉川田園調布2-17-25	小学校	⑱棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.81	Ⅲ			
				⑳㉑㉒棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.00	CTU・SD	0.58	Ⅲ			
227	玉堤小学校	玉堤2-11-1	小学校	⑰棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.78	Ⅲ			
				④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.81	Ⅲ			
238	千歳台小学校	千歳台4-24-1	小学校	①棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.21	CTU・SD	0.46	Ⅲ			
				⑩棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.14	CTU・SD	0.89	Ⅲ			
229	塚戸小学校	千歳台6-7-1	小学校	㉑棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.05	CTU・SD	0.80	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。  
Ⅰ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。  
Ⅱ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。  
Ⅲ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。  
※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震  
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]

[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考
											内容	実施時期	
209	弦巻小学校	弦巻1-9-18	小学校	④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.05	CT・SD	0.81	Ⅲ		
				⑭棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.00	CT・SD	0.78	Ⅲ		
214	松丘小学校	弦巻3-23-12	小学校	⑳棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.01	CTU・SD	0.79	Ⅲ		
				㉑棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.80	Ⅲ		
				④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.29	CTU・SD	0.50	Ⅲ		
				㉒棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	2.37	CTU・SD	0.61	Ⅲ		
				②棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	2.33	CTU・SD	0.87	Ⅲ		
225	等々力小学校	等々力7-26-1	小学校	⑰棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.00	CTU・SD	0.75	Ⅲ		
				④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.82	Ⅲ		
218	玉川小学校	中町2-29-1	小学校	①棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.83	Ⅲ		
				⑥棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.44	Ⅲ		

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考	
											内容	実施時期		
203	旭小学校	野沢1-4-3	小学校	④棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.16	CT・SD	0.93	Ⅲ			
				⑮棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.05	CT・SD	0.81	Ⅲ			
				①棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.05	CT・SD	0.82	Ⅲ			
211	中丸小学校	野沢3-34-16	小学校	⑪棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.07	CT・SD	0.82	Ⅲ			
				⑫棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.33	CT・SD	0.82	Ⅲ			
				⑭棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.05	CT・SD	0.80	Ⅲ			
237	希望丘小学校	船橋4-9-1	小学校	①棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.07	CT・SD	0.53	Ⅲ			
				⑦棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.03	CT・SD	0.52	Ⅲ			
204	松原小学校	松原5-43-26	小学校	⑤棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.03	CTU・SD	0.78	Ⅲ			
				①棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.27	CTU・SD	0.39	Ⅲ			
				⑰棟	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	2.23	CTU・SD	0.32	Ⅲ			

- ※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。
- ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]  
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称 ※1	建築物の位置 ※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称				構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果			安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考									
												内容	実施時期										
224	桜町小学校	用賀1-5-1	小学校	⑨棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.17	CTU・SD	0.81	Ⅲ												
				⑦棟										1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.60	Ⅲ		
				⑧棟										1～2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)							
226	用賀小学校	用賀6-4-1	小学校	③棟	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.01	CTU・SD	0.77	Ⅲ												
				⑧棟										1階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.19	CTU・SD	0.91	Ⅲ		
				⑬棟										1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)							
				⑰棟										1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.00	CTU・SD	0.68	Ⅲ		

- ※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。
- ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。  
Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。  
Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。  
Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。  
※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。